

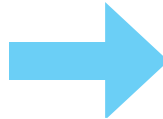
## 後期高齢者医療制度についてのお知らせ

8月1日から保険証がうすい青色に変わります

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和2年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇 令和2年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和元年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合



被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	令和3年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇 令和3年7月31日
住所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発行期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	令和2年8月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の保険証は安八町に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和2年7月31日ですので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。新しい保険証はうすい青色に変わります。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が見えないよう裁断するなど、個人情報漏えいに十分注意してください。

## 令和2年・3年度の保険料率の改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直しを行います。令和2年度及び令和3年度の保険料率は次のとおりです。

	令和2・3年度	平成30・31年度	増 減
均等割額	44,411円	41,214円	+ 3,197円
所得割率	8.55%	7.75%	+ 0.8ポイント
賦課限度額	64万円	62万円	+ 2万円

保険料率が上昇する要因としては、医療費の増加や後期高齢者負担率（国が決定する医療給付費に占める高齢者の保険料負担の割合）の上昇が考えられます。

## 令和2年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和2年度の保険料は令和元年分の所得を基に個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

【保険料額について】 令和2年度の保険料額は以下のア、イの合計額になります。

ア：均等割額（被保険者一人あたり44,411円）

イ：所得割額（\*被保険者の所得×所得割率8.55%） \*総所得金額等－33万円（基礎控除額）